

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年2月22日開催 投資顧問業協会]

1. 資産所得倍増プラン・令和5年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和5（2023）年度税制改正要望においては、NISAの抜本的拡充を始めとした「資産所得倍増プラン」関連、クロスボーダー取引に係る環境整備、保険、そして暗号資産などの項目を要望した。
- その結果、2022年12月16日に公表された与党税制改正大綱においては、まず、NISAを抜本的に拡充し、制度を恒久化することが盛り込まれた。具体的には、
 - ・ NISAを一本化して、つみたてNISAを引き継ぐつみたて投資枠と、一般NISAを引き継ぐ成長投資枠を設け、両者を併用可能とした上で、
 - ・ 年間の投資額の上限をそれぞれ120万円と240万円に拡大することが盛り込まれている。合計で年間最大360万円まで投資できることになり、英国のISAを上回る水準となる見込み。
- また、全体で1,800万円の非課税保有限度額（成長投資枠の非課税保有限度額は、その内数の1,200万円）を設けた上で、金融商品から得た利益が非課税となる期間を無期限とすることも盛り込まれている。
- この抜本的拡充後の新しいNISAは2024年1月から施行予定であるが、2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置が適用されることとされている。現行制度の投資分を新制度に移管する必要等がなくなるため、金融機関にとってもシステム負担が軽くなると考えられる。円滑な制度施行に向けて、業界関係者に協力いただきたい。
- なお、「資産所得倍増プラン」においては、今後5年間で、NISAの総口座数を、現在の1,700万から3,400万に倍増し、NISAの買付額についても、現在の28兆円から56兆円に倍増することを目指すこととしている。
- また、家計の安定的な資産形成の実現のためには、NISAの抜本的拡充・恒

久化だけでなく、

- ・ 金融経済教育の充実や、
- ・ 金融機関等による顧客本位の業務運営の確保、

も重要であり、この点についても業界関係者の協力は不可欠であると考えている。

○ 「資産所得倍増プラン」を実現し、正しい情報と金融知識の下、国民の行動変容をもたらす、NISA 等も裾野を広げ、安定的な資産形成を達成する上で、各金融機関の理解・協力が不可欠である。特に、金融経済教育については、各実行主体のリソースの戦略的・効果的な活用や中立性の確保等から、官民の連携強化が極めて重要である。金融経済教育推進機構（仮称）或いは、機構の設立以前に設置する協議会等の運営において、今後とも各金融機関に協力いただきたい。

○ 今回の NISA 制度改正は抜本的な拡充であり、世の中の関心も高まっている。家計の安定的な資産形成を更に大きく前進させるためには、政府の取り組みだけではなく、利用者と日頃から接している金融機関の対応や協力が非常に重要である。日本の金融市場と金融セクターの発展のために是非、協力いただきたい。

○ このほか、与党税制改正大綱においては、

- ・ 海外ファンドとの債券現先取引（レポ取引）に係る非課税措置の延長（3年）や、
- ・ 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の適用期限の延長（3年）、
- ・ インフラファンドに係る税制優遇措置の延長（3年）

など、金融庁関係の他の重要要望項目も措置されることとなった。

今後、これらの効果ある実施が重要であり、是非、協力いただきたい。

○ また、金融所得課税の一体化（損益通算範囲の拡大）については「意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する」と記載されており、今後、実現に向けて、必要

な取組みを行っていきたい。

- 全体として、今般の与党税制改正大綱は、金融庁の要望内容の多くが盛り込まれた、画期的な大綱となったと考えている。税制改正要望プロセスにおいては、業界関係者から様々な支援をいただき、感謝する。

2. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 2050年カーボンニュートラルの実現のためには、日本において今後10年間で官民合わせて150兆円の投資が必要と試算されている。
- このうち民間金融の活用に関して、金融庁、経済産業省、環境省は、「産業のGXに向けた資金供給の在り方に関する研究会」において計5回にわたって議論を行い、2022年12月13日、その議論内容を施策パッケージとして取りまとめた。
- 施策パッケージには、
 - ① グリーン、トランジション、イノベーションへの投資を行う際の環境整備やブレンデッド・ファイナンスの開発・確立、
 - ② 地域・中小企業のGX投資促進にむけた資金供給、
 - ③ GX投資促進等にむけた市場環境の整備、
 - ④ GXを実践する企業への新たな評価軸の構築やマクロでの気候変動分野への資金誘導策、といった内容を盛り込んでいる。
- また、GXを含む企業のESGに関する取組みを評価するESG評価機関等については、その評価手法の透明性や公平性のほか、利益相反の防止などのガバナンスの確保が課題となっている。こうした課題を克服するため、金融庁は、2022年12月15日、「ESG評価機関・データ提供機関に係る行動規範」を最終化。2023年半ば頃に行動規範を受け入れる機関の状況を公表することを目指している。
- ESG評価やデータが信頼性をもって利用されていくためには、ESG評価・データ提供機関と評価の対象となる企業や投資家とのコミュニケーションが重要であるとの観点から、行動規範では投資家におけるESG評価の活用方

法の開示等企業や投資家への提言もあわせて公表しており、参照いただければ幸い。

- 今後、金融庁としては、上記の4つの柱の実現について、関係省庁と連携しつつ、具体的な政策をつめていくことになる。その最終目標は、民間資金も含めカーボンニュートラルに必要な資金を如何に円滑かつ恒常的に確保する仕組みをつくるかであり、実際のファイナンス業務の状況やニーズ、各金融機関の経営方針を踏まえた、効果のある施策を実施していくことが重要である。その点で、各金融機関との対話がますます重要となってくると考えているので、緊密な情報・意見交換に協力いただきたい。

3. インボイス制度への対応について

- 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が2023年10月1日から導入される。適格請求書を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要がある。
- なお、2023年10月1日からインボイス発行事業者となるための原則的な期限は2023年3月末であるが、4月以降であっても申請書に3月末までの申請が「困難な事情」を記載することで、10月1日に登録したものとみなす措置が設けられているところ、事業者の準備状況にバラつきがあることや、今般、支援措置が追加されたことも踏まえ、申請書に「困難な事情」の記載をせず、4月以降の登録申請を可能とする対応を行うこととなった。

（注）インボイス制度は、消費税の仕入れ税額控除の方式として新たに導入される制度。適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいう。インボイス発行事業者となるためには、国税庁に対して事業者としての登録申請が必要となる。

- これまで、金融庁としては、インボイス制度の円滑な導入に向けて、講師派遣依頼に関する案内や、登録申請開始に関する業界宛の会員事業者への案内依頼等、インボイス制度への対応についても周知してきたところ。

- 各事業者におかれては、インボイス制度の円滑な導入に向けて引き続き協力いただきたい。なお、インボイス制度には支援措置があり、さらに令和4年度の補正予算において各種補助金が拡充されていることにも留意いただきたい。

(注) 基準となる期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は消費税の納税義務者(課税事業者)となり、消費税の申告及び納付を行う必要がある。

4. 三陸・常磐ものネットワークへの参加について

- 福島等の本格的な復興に向けて“三陸・常磐もの”の魅力を発信し、消費を拡大する枠組みを経済産業省が立ち上げた。
- 本取組は、三陸・常磐地域における水産業等の本格的な復興、将来にわたる水産業等の持続的な発展につなげることを狙いとしており、政府機関及び産業界等が一体となったものとなっている。
- 本ネットワークへの参加について検討いただき、積極的に参加をいただきたい。

5. マネロン等リスク管理態勢の整備について

- マネロン等リスク管理態勢については、金融庁から各金融機関に対し、マネロンガイドラインを踏まえた態勢整備を2024年3月までに完了するよう要請し、2021年からマネロンに焦点を当てた検査等を順次実施しているところであるが、態勢整備の期限まで残り1年となっている。
- 2024年3月までの態勢整備の参考として、指摘事項を一部紹介する。
- 例えば、「リスクの特定作業において洗い出されたリスク項目は実務に即した個別具体的な項目にまで細分化されているか」という項目について、リスク項目洗い出しの粒度(例えば、個人・法人に加え、実務に即して、法人であれば、業種、上場有無、公的機関か否かなど)が低いため、未達となっているなどの事例が見受けられる。
- また、マネロンガイドラインで対応が求められる事項の中には、規定の整

備に係るものもあるが、こうした項目についても未達(規定の未整備)となっている金融機関が多く確認されている。

- このようなケースでは、金融機関の経営管理態勢にも課題がある可能性があるため、経営陣におかれては、自らの不備項目を再度確認の上、早急に対応を指示いただきたい。
- 改めて、経営陣におかれては、こうした事例も含め、自身の金融機関がどの水準にあるか把握した上で、残りの期間内に態勢整備が確実に完了するよう、取組を進めていただきたい。

6. 金融トラブル連絡調整協議会（第 63 回）

- 金融庁では、金融 ADR 制度の運営状況や将来的な課題について意見交換を行う場として、学識経験者、消費者機関、金融関係の業界団体などの委員で構成される、「金融トラブル連絡調整協議会」を開催している。
- 先般（1月6日）、第 63 回の協議会を開催したが、初めての取組として、各 ADR 機関だけではなく、個別の金融機関からも説明いただいた。具体的には、ADR 機関を通じて金融機関に共有される情報や金融機関に直接寄せられる利用者からの苦情等を、どのように情報展開し、業務改善に向けて如何に活用しているかについて説明いただいた。
- 委員からは、金融機関に更なる取組を期待する意見があった。特に、
 - ・ 個別の苦情等の早期対応のみならず、課題を早期に発見し、経営陣にフィードバックすることや、
 - ・ 苦情の増減にこだわり過ぎることなく、苦情としては寄せられていない利用者の不満が隠れていないかにも気を払うことの重要性について意見があった。
- 金融庁のウェブサイトにおいて会議資料を公表しているほか、当日の様相についても公表する予定であり、参考にしていきたい。

(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryou/20230106.html)

- 金融庁としても、各金融機関が ADR 機関やお客様相談室等から寄せられる情報について適切に分析・共有し、また課題があれば改善していくことは、顧客本位の業務運営を行う上で重要と考えている。モニタリングの中でも、必要に応じて対話を行ってまいりたい。

7. FIN/SUM2023 の開催

- 金融庁では、日本経済新聞社と共催で、2016 年よりフィンテック等に関する国際シンポジウム「FIN/SUM」を毎年開催している。
- 2023 年の FIN/SUM は、3 月 28 日～31 日に丸ビルホールで開催する。
- Web3.0・デジタル資産やメタバース、金融機関の DX、ESGなどをテーマに、国内外の有識者を招聘して、フィンテックの健全な発展に向けた多面的な議論を行う予定である。
- 過去 2 回の開催はコロナの影響でオンライン中心のイベントとなっていたが、今回は、様々な企業によるブース出展が行われるほか、国内外の多くのフィンテック事業者等の参加が見込まれている。ネットワーキングの場として活用すべく、ぜひ足を運んでいただきたい。

(参考) イベント概要

日時：2023 年 3 月 28 日（火）～31 日（金）[4 日間] 9:00-18:00

※ 金融庁主催シンポジウムは 29 日（水）に開催

会場：丸ビルホール（オンラインでも同時配信）

主催：金融庁・日本経済新聞社

ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>

チケット登録：上記ウェブサイトにて登録可能

8. 資産運用業大会について

- 2023 年 2 月 3 日に、大場会長をはじめ協会の強いリーダーシップの下、「資産運用業大会」が開催され盛況のうちに終了したものと承知している。2022 年 11 月に、資産所得倍増プランが取りまとめられ、運用業界に対する期待が高まっている中、本大会は、業界関係者が一堂に会し、国民の資産形

成に向けた運用業界の役割や課題解決に関して認識を共有し合う大変良い機会であったと考えている。

- 業界関係者におかれては、このような機会を通じ、国民の安定的な資産形成の実現に向けた取組みを進めるとともに、投資を通じて日本経済を活性化させるような存在となることを期待したい。金融庁としても、業界関係者との対話などを通じ、業界の取組みを後押ししていきたいと考えている。

9. 資産運用業の高度化に向けたモニタリングについて

- 2022 事務年度も引き続き、各資産運用会社やグループ親会社との間で資産運用業の高度化に向けた対話を実施している。2022 事務年度は、主に経営体制やプロダクトガバナンスの観点から対話を進めている。
- 各社では、独立社外取締役の増員や運用ビジネスに精通した人材の登用による運用会社としての独立性の確保・経営体制強化、新たな会議体の設置や機能の拡充によるプロダクトガバナンス体制強化等の取組みを進めていただいているものと承知している。
- 今後も、各社の取組みについて話を伺いたいと考えているので、引き続き、対話等への協力をいただきたい。

10. ファンドデータの収集等について

- 2017 年に、金融安定理事会 (FSB) は、資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性に対する政策提言を公表した。証券監督者国際機構 (IOSCO) は、これを受けて、2019 年に投資ファンドのレバレッジ評価枠組みに係る提言を公表した。
- この提言の中で、各当局は IOSCO 事務局へファンド等に関するデータを毎年提供することが求められていることから、今後、投資運用業者及び適格機関投資家等特例業者に対し、一定の規模を超えて運用するファンドや投資一任契約に係る報告を求めることとし、そのための規定整備として、監督指針の改正を予定しており、現在パブリックコメントを募集している (2023 年 2

月 27 日まで)。

- ファンドデータの収集について、対象となった運用会社には協力をお願いしたい。また、報告対象先の選定等に当たっては、協会にも協力をお願いすることがあるかもしれないが、その際には協力いただけると幸い。

11. LIBOR からの移行対応について

- ドル以外の LIBOR は 2021 年 12 月末に公表停止した。円とポンドの一部テナー（期間）について、市場データを用いて算出する擬似的な LIBOR、いわゆる「シンセティック LIBOR」が、2022 年 1 月以降、時限的に公表されていたが、このうち、シンセティック「円」LIBOR は 2022 年 12 月末に公表停止した。残るシンセティック「ポンド」LIBOR についても、1 か月物と 6 か月物は 3 月末に公表が停止される。これまでのモニタリングを通じて、シンセティック LIBOR の移行対応は概ね順調に進捗していると評価しているが、シンセティック LIBOR の利用がある金融機関におかれては引き続き対応いただきたい。
- また、2023 年 6 月末に公表停止が予定されているドル LIBOR についても、現時点においては、移行対応に特段大きな問題は見受けられないが、時間軸を意識したドル LIBOR からの移行対応を引き続きしっかりと進めていただきたい。
- 金融庁としても、引き続き日本銀行とも連携して各金融機関の移行対応をモニタリングするとともに、その状況に応じた対応の徹底を求めていく。

(以 上)